

個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針の公表

データ保護ニュースレター

2026 年 1 月 16 日号

執筆者:

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

本年 1 月 9 日、個人情報保護委員会より「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針」（以下「本改正方針」という。）が公表された¹。本改正方針は、法の運用や技術の発展に伴って生じている様々な課題に向き合っ、現在の個人情報保護法や日本の法的な枠組みの下で適切な対応を目指すものであると評価できよう。また、AI 開発等における個人データの利用、未成年者の保護に係る規律、課徴金の導入等によるエンフォースメントの実効化等についての方針は、企業の活動のグローバル化に伴って各国で意識されるようになってきている、グローバルでの規制動向との整合性という観点も見てとれる。本ニュースレターでは、本改正方針の公表を受け、各企業の実務対応において今後フォローしておくことが望ましいと思われる点を紹介する。

1. 本改正方針の全体像

本改正方針は、いわゆる 3 年ごと見直しの経緯を示したうえで、制度改正の方針として以下の四つの柱を挙げ、「個人情報保護法の改正案として、その具体化に向けた検討を加速することとする」としている。本改正方針は基本的には個人情報取扱事業者等に係る規律を念頭においたものであるが、一部の項目は行政機関等についても規律整備がなされることが想定されている。

- ・ 適正なデータ利活用の促進
- ・ リスクに適切に対応した規律
- ・ 不適正利用等の防止
- ・ 規制遵守の実効性確保のための規律

他方で、本改正方針は、漏洩等報告の合理化、及び本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携については、「引き続き検討を続けていくこととする」としている。漏えい等報告の基準については、今後、個人の権利利益に対するリスクの程度やサイバー対処能力強化法に基づく報告基準との整合性などをふまえた見直しが行われる可能性がある。また、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携については、団体による差止め請求制度・被害回復制度の制度的な導入が、今回は見送られるとのことである。もっとも、このような制度は、個人の権利利益の保護の実現という観点からは有用たり得る面があり、契約関係を前提としない個人の救済についてどのような枠組みで団体に関与し得るのかという法的な制度枠組みの整理や、個人情報の保護の文脈での団体による救済についての社会での実装の適否・在り方等に関して議論が深まっていくことが期待される。長い目を見たときには、企業として引き続き動向を注目していくべき論点であるだろう。

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf

2. 制度改正の方針（四つの柱）と実務上の留意点

(1) 適正なデータ利活用の促進

本改正方針は、統計情報等の作成（統計情報等であると整理できる AI 開発等も含まれる。）にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、個人データの第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、本人の同意を不要とすると示す。具体的な条件は個人情報保護委員会規則で限定される想定である。今後は、「統計情報等であると整理できる AI 開発等」のスコープや、規則に規定される具体的な条件の内容について注目すべきだろう。この点については、昨年 11 月に公表された EU のデジタルオムニバス法案による GDPR 改正提案においても、AI による個人データの処理に関する法的枠組みが提案されており、グローバルでの規制動向の整合性という観点も注目される。本日時点で日本・EU が公開している内容の限りでは、想定 of AI 開発等のスコープ、データ処理に際して備えるべき条件等が整合するかは不透明であるが、企業の活動のグローバル化という観点からは整合的な制度設計が行われることが期待される。また、企業実務としては、グローバルでの潮流である、AI による個人データの処理に係るデータガバナンスの重要性は更に強調されるべきであろう。反対に、「AI 例外」といった安易なキーワードの下で、データガバナンスを放棄した AI 開発等が可能になるわけではないだろう。

また、本改正方針は、現行の個人情報保護法においては原則として本人の同意が必要とされる①目的外利用、②要配慮個人情報の取得及び③第三者提供について、一定の緩和の方向性を示している。その中には「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかな取扱いである場合」が挙げられており、特に注目に値する。この点については、従前の議論を踏まえると、一例としては、契約の履行に必要な場合など本人が利用・提供を想定しているような場合が念頭に置かれているように思われる。例えば、必ずしも同意を取得する意味が見いだせないものの、形式的な法律の遵守のためだけに情報提供・同意取得が目指されてきたような場面においては、より本人の意向に沿った、自然な業務フローを構築できるようになるだろう。

(2) リスクに適切に対応した規律

本改正方針は、16 歳未満の者が本人である場合の規律の新設を示しており、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定も設けられる見込みである。近時、諸外国において未成年者や子供の個人データやオンライン上のプライバシーを特に保護するための法制が充実化しているところ、本改正指針もこの潮流に合致するものといえる。今後示される規制内容の詳細を踏まえて、未成年者向けのサービスについての更なる創意工夫が求められることになるであろう。この点についても、企業の活動のグローバル化という観点からは整合的な制度設計が期待されるところであり、企業実務としても、グローバルでの潮流を踏まえたサービス設計がこれまで以上に各国の個人情報保護に関する法令のコンプライアンスとの関係で有用となるであろう。そのほか、近時、未成年者の個人データ・オンライン上のプライバシーの保護とは別に、SNS 等でのオンラインの安全性に係る法制への対応も急務となっているところ、両者は、趣旨・規制年齢・規制対象等が異なることも理解した上で取り組む必要があることは注意喚起しておきたい。

また、本改正方針は、「顔特徴データ等」について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止するという規律の新設を示している。

加えて、本改正方針は、個人データの処理の委託に関する規律について大きな見直しを行うことを示

している。詳細は本改正方針の別紙に示されているが、委託先自らが取扱いの方法を決定しないケース（受託者が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合）に該当すれば、受託者の個人情報保護法上の義務が免除されること等が想定されている（ただし、安全管理措置を講じる義務等は免除されない）。各企業においては、個人データの取扱いに係る委託契約の条項を見直すと共に、漏洩等事案が発生した場合の報告フローや、委託に基づきデータ処理を行う場合の社内ルールを見直す必要があるだろう。

更に、本改正方針は、漏えい等発生時の本人への通知義務を緩和する方向性を示している。これは、本人への通知義務の範囲があまりに広すぎる実務に照らせば、企業実務としては歓迎すべきことであるように思われる。他方で、あくまで本人への通知義務の緩和であり、当局宛の報告義務が当然に緩和されるわけではないことに留意が必要である。現行法の下では、報告義務がある場合は自動的に通知義務が生じるが、今後は、必ずしも両者が連動しないこととなる可能性がある。

(3) 不適正利用等の防止

本改正方針は、不適正利用及び不正取得の禁止の対象範囲の拡大、及び、オプトアウト制度に基づく第三者提供時の義務の加重を示している。

(4) 規制遵守の実効性確保のための規律

本改正方針は、事後的な「是正」と将来的な「抑止」という双方の観点から、命令の要件の見直し、法定刑の引き上げ、処罰対象行為の拡大等を行うことを示している。

特に注目に値するのは、課徴金制度の新設である。重大な違反行為（別紙に5つの対象行為が示されている）により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為により得られた経済的利益等に相当する額の課徴金の納付が命じられる。要件としては、当該個人情報取扱事業者が、当該対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合でないこと（相当の注意（主観的要素））、当該対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1000人を超えること（大規模事案であること）、個人の権利利益を害する程度が大きい場合に該当しないこと（権利利益侵害があること）が掲げられており、あらゆる個人情報保護法の違反に課徴金を課すような運用が想定されているわけではないだろう。

一般的な事業者にとっては、第三者提供規制への違反（例えば、本人同意を適切に取得していない場合や、適切な委託関係を形成していない場合、不十分な共同利用を行っている場合）、また、統計情報等の特例に係る義務への違反（例えば、当該特例に係る義務に反して目的外利用を行ったり第三者提供をした場合）が、特に留意すべき場面であると思われる。また、第三者提供に係る同意を取得していない個人データを取得した場合には、課徴金の対象行為である不適正利用に係る規律の違反を構成するものとして評価され得るため、個人データの取得の際にも、これまで以上に注意が必要となるだろう。他方で、安全管理措置義務の違反、漏えい等報告の懈怠・遅滞や越境移転移転規制の不遵守については、課徴金制度の対象とはされていない。上記の対象行為の選定に当たっては、過去に発生した悪質な事例を参考に、違法行為による経済的利得の発生を観念しやすい類型が対象になっていることが見て取れる。

課徴金が課される場合の金額は、対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額とされている。GDPRの下での制裁金に係る制度のよう

に、違法行為の抑止を目的として売上高を参照する形での算定手法は採用されていない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com